

# 鹿児島県 建築物耐震改修促進計画

平成29年12月改定

鹿児島県

(平成19年7月策定)

(平成20年7月一部改定)

(平成22年11月一部改定)

(平成28年2月一部改定)

## 目 次

鹿児島県建築物耐震改修促進計画策定の背景	1
1 計画の目的	
2 計画の位置付け	
3 計画の対象とする建築物	
4 計画期間	
第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	2
1 想定される地震の規模、被害の状況	
2 建築物の耐震化の現状	
3 耐震改修等の目標の設定	
第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項	3
1 耐震診断及び耐震改修の促進に係る基本的な取組方針	
2 耐震診断義務付け対象建築物に関する事項	
3 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	
4 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要	
5 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要	
6 特定優良賃貸住宅の空き家の活用に関する事項	
第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項	7
1 被害予測調査及び地震防災マップの作成・公表	
2 相談体制、情報提供の充実及びリフォームに併せた耐震改修の誘導	
3 パンフレットの配布、セミナー・講習会の開催及び家具の転倒防止対策の推進	
4 自治会等との連携に関する事項	
第4章 耐震診断及び耐震改修の促進に向けた法に基づく指導等の実施に関する事項	8
1 法に基づく指導等の実施に関する事項	
2 建築基準法に基づく勧告等の実施に関する事項	
第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	10
1 市町村が定める耐震改修促進計画に関する事項	
2 関係団体等との連携	
3 計画の検証	
別表 耐震診断義務付け対象となる防災拠点建築物	11
資料編	13
1 想定される地震の規模、被害の状況	14
2 建築物の耐震化の現状（住宅、多数の者が利用する建築物）	16
3 耐震診断義務付け対象となる防災拠点建築物（市町村別棟数）	18
4 地震発生時に通行を確保すべき道路（県指定）	19
5 耐震改修促進法における規制対象建築物一覧	21
6 用語解説	23
7 関係法令	25

# 鹿児島県建築物耐震改修促進計画策定の背景

## 1 計画の目的

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われた。この地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）が制定された。

また、近年、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震、平成23年3月の東日本大震災、平成28年4月の熊本地震など大規模地震が発生しており、特に東日本大震災は、これまでの想定を遙かに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。我が国においては、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況である。

本県においても、平成7年10月には喜界島において奄美近海を震源とする震度5の地震や平成9年3月と5月には薩摩地方を震源とする震度5強及び震度6弱の地震、平成29年7月には鹿児島湾を震源とする震度5強の地震が発生している。

また、想定される地震では、鹿児島湾直下などで大地震が発生した場合、多数の人的被害や建物被害が想定されている。こうした被害を未然に防止するため、建築物の耐震化を推進することが緊急の課題となっており、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

このような認識の下に、法第5条第1項の規定に基づき、建築物の耐震診断及び耐震改修の計画的な促進を図るため鹿児島県建築物耐震改修促進計画を定めるものである。

## 2 計画の位置付け

本計画は、平成25年の法改正や法第4条に基づく建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号）の改正、その後発生した熊本地震を踏まえ、建築物の耐震診断及び耐震改修の一層の促進を図るため、現計画（平成19年策定）を改定するものである。

## 3 計画の対象とする建築物

本計画は、法第5条第3項第1号に規定する既存耐震不適格建築物を対象とする。

## 4 計画期間

平成29年度から平成37年度までとする。

## 第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

### 1 想定される地震の規模、被害の状況

平成23年3月に発生した東日本大震災の被害状況を踏まえ、平成24、25年度に実施した「鹿児島県地震等災害被害予測調査」（平成26年2月）において、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスのものを中心に地震等の位置により11のケースの地震が想定されている。この中で、鹿児島湾直下や県西部直下など5カ所の地震で最大震度7が、また、甬島列島東方沖や南海トラフなど4カ所の地震で最大震度6強が想定されている。特に南海トラフ地震では、地震・津波により死者が2,000人、建物全壊が14,900棟と甚大な被害が想定されている。

### 2 建築物の耐震化の現状

#### (1) 住宅

総務省実施の平成25年住宅・土地統計調査を基に、本県の住宅については、総数約714千戸のうち、約181千戸(約25%)の耐震性が不十分であり、耐震化率は約75%と推計している。なお、住宅の耐震化率は全国平均で平成25年時点で約82%とされ、本県はこれを下回っている。

#### (2) 多数の者が利用する建築物

法第14条第1号に掲げる建築物(以下「多数の者が利用する建築物」という。)については、平成28年度末で約7.2千棟のうち、約8百棟(約11%)の耐震性が不十分であり、耐震化率は約89%となっている。なお、平成25年度末時点では、本県の耐震化率は約87%であり、全国平均の85%よりわずかに上回っている。

### 3 耐震改修等の目標の設定

次に掲げる建築物について、特に耐震化を促進するため、耐震化の目標を設定する。

#### (1) 住宅

平成37年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標として、耐震化の促進に取り組む。

#### (2) 多数の者が利用する建築物

耐震化率を平成32年までに少なくとも95%にすることを目標として、耐震化の促進に取り組む。

## 第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

### 1 耐震診断及び耐震改修の促進に係る基本的な取組方針

#### (1) 民間建築物の耐震化の促進

建築物の所有者等が自発的かつ主体的に取り組むことを基本としながら，県及び市町村は，所有者等の取組を支援する観点から，適切な役割分担により，民間建築物の耐震化の促進を図るための施策を展開する。

##### ア 所有者等

建築物の所有者等は，当該建築物について地震に対する安全性を確保するように努める。特に，既存耐震不適格建築物については，耐震診断を行い，必要に応じて耐震改修を行うよう努める。

##### イ 県及び市町村

県及び市町村は，本計画及び法第6条第1項に規定する市町村耐震改修促進計画に基づき，建築物の耐震化を進めるとともに，建築物の所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための必要な施策を講じる。

#### (2) 公共建築物の耐震化の促進

##### ア 県有建築物

県は，所有する建築物の耐震化について，積極的に取り組むこととする。特に，災害時に被害情報収集や災害対策指示を行う庁舎，避難所等として活用される学校，災害による負傷者の治療を行う病院等の防災拠点建築物（法施行令第2条第22号に規定するものをいう。以下同じ。）については，優先的に耐震化を図る。

##### イ 市町村有建築物

市町村は，当計画に基づき，市町村耐震改修促進計画を定め，所有する建築物の耐震化について目標を設定し，耐震化に努める。

##### ウ 留意事項

熊本地震において，学校の体育館など避難所の天井等の非構造部材が多数被災し，使用不能となったことを踏まえ，避難所等の防災拠点建築物については，地震発生後，機能継続ができるよう，構造部材のほか，天井材，窓ガラス，照明設備，外壁等の非構造部材についても落下防止対策などの耐震化に努める。

#### (3) 公共建築物の耐震化の情報公開

公共建築物については，災害時の救助や避難の拠点として重要な役割を果たす施設が多く，不特定多数の者が利用することから，積極的に耐震化の状況について情報公開を行う。

### 2 耐震診断義務付け対象建築物に関する事項

法第7条の規定により耐震診断を義務付ける建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）は，法第5条第3項第1号の規定により，次の(1)に掲げる既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物に限り，既に耐震化が図られたもの及び耐震改修，除却又は建替えの工事中のものを除く。）とし，当該建築物の所有者は，耐震診断を行い，(2)

に定める期限までに鹿児島市内の区域は鹿児島市長，その他の区域については知事に報告するものとする。

(1) 県又は市町村が所有する防災拠点建築物

ア 災害時に災害対策の拠点となる庁舎，消防署所，警察署及び病院

イ 地域防災計画に定められた避難所又は避難場所で延べ面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上の建築物

対象建築物は，別表のとおり。

(2) 報告期限

平成 32 年 3 月 31 日

### 3 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

(1) 地震発生時に通行を確保すべき道路

法第 5 条第 3 項第 3 号の規定に基づき県が定める道路は，鹿児島県地域防災計画に定める緊急輸送を確保するために必要な道路（以下「緊急輸送道路」という。）とする。

(2) 通行障害既存耐震不適格建築物の所有者の努力義務等

緊急輸送道路に敷地が接する法第 14 条第 3 号の建築物（通行障害既存耐震不適格建築物）の所有者は，耐震診断を行い，必要に応じて耐震改修を行うよう努める。

県は，市町村と連携し，当該建築物の所有者へ耐震診断及び耐震改修の必要性について周知を図り，必要に応じて指導及び助言を行う。

### 4 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要

(1) 相談体制の整備及び情報提供

県は，建築物の所有者等が地震防災対策を自らの課題として意識し，安心して耐震診断及び耐震改修に取り組むことができるよう，耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するほか，市町村，建築関係団体等とも連携しつつ，建築物防災週間や各種イベントの機会を活用し，耐震診断や耐震改修に係る講習会を開催する。また，改修工法，一般的な工事費用，専門家・事業者，助成制度等についての情報提供等を行い，啓発及び知識の普及を図る。

(2) 耐震診断及び耐震改修に係る専門技術者の育成

県は，県や(一社)鹿児島県建築士事務所協会が行う講習会を通じて，耐震診断及び耐震改修に係る専門技術者を育成し，当該専門技術者の名簿をホームページで公開し，建築物の所有者等に情報提供を行う。

(3) 耐震診断義務付け大規模建築物の耐震化の促進

県は，民間建築物のうち，耐震診断を義務付けられたホテル，店舗等不特定多数の者が利用する大規模建築物（法附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物）について，当該建築物の所有者の費用負担を軽減し，耐震化を促進するため，国の補助制度を活用し，関係市町村とも連携して，支援を行う。

(4) 住宅の耐震化の促進

県及び市町村は，連携して住宅の耐震化促進に取り組むこととし，住宅の所有者等の意識啓発を図るため，(1)により耐震診断及び耐震改修に係る相談体制の整備や適切

な情報提供に努めるとともに、市町村は、支援制度その他必要な施策の実施に努める。

## 5 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

### (1) エレベーター・エスカレーター、非構造部材、給湯設備の地震対策の推進

県は、市町村及び建築関係団体等と連携して、地震時におけるエレベーター内の閉じ込め防止対策及びエスカレーターの脱落防止対策、屋外広告物、窓ガラス、外壁材、天井、配管等非構造部材の落下防止対策、給湯設備の転倒防止対策が適切に実施されるよう、所有者等及び設計者・施工者に対して、注意喚起等必要な指導を行う。

### (2) ブロック塀の倒壊防止対策

県は、市町村と連携して、地震時に倒壊の危険性があるブロック塀の所有者等及び設計者・施工者に対し、注意喚起を行い、適切な補強方法による改修の促進を図る。特に、通学路や避難路沿いを重点的に実施するなど、優先度、危険度に応じた改善を促進する。

### (3) 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策

県は、地震に伴うがけ崩れ等による被害を受けるおそれがある建築物の敷地については、法第4条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項（技術指針事項）を勘案して、擁壁の設置や当該敷地内の建築物についてがけから安全上支障がない距離を確保することにより被害を軽減するよう、所有者等へ指導、助言を行う。

また、がけ地に近接した危険住宅については、市町村と連携し、移転の促進に努める。

### (4) 宅地の耐震化

県は、大規模盛土造成地の崩壊による被害の軽減を図るため、造成宅地防災区域の指定に関する調査について、市町村の理解を得ながら引き続き検討する。

### (5) 密集住宅市街地の耐震性の向上

県は、老朽木造住宅が密集し、道路等の都市基盤施設の整備水準が低い密集住宅市街地における地震による災害を低減・防止するため、密集住宅市街地の解消に取り組む市町村に対し、国の交付金の活用や各種事業手法の助言を行う。

## 6 特定優良賃貸住宅の空き家の活用に関する事項

住宅の所有者が耐震改修を行う際に仮住居の確保が必要となる場合、法第5条第3項第4号に基づき、特定優良賃貸住宅（特定公共賃貸住宅を含む。以下同じ。）を仮住居として活用できるものとし、以下により、特例として特定優良賃貸住宅への入居を認める。

### (1) 対象者

法第17条第3項の規定により認定を受けた耐震改修の計画（法第18条第1項の規定による変更の認定を受けたときは変更後の計画）に係る住宅の耐震改修を実施する者であって、仮住居を提供することが必要であると認められる者であること。

### (2) 仮住居として提供できる特定優良賃貸住宅

県内に所在する特定優良賃貸住宅で、認定事業者が入居者の募集をしたにもかかわらず3か月以上継続して入居者がなく、例外的に入居者を入居させることについて、

知事（市の区域内に所在する特定優良賃貸住宅については、当該市長）の承認を得た住戸であること。

(3) 仮住居として賃貸できる期間及び賃貸借の形態

2年を上限とし、借地借家法第38条第1項の規定による定期借家契約であること。



## 第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

### 1 被害予測調査及び地震防災マップの作成・公表

市町村は、県が公表する鹿児島県地震等災害被害予測調査の結果等に基づき、地震の危険度、避難場所や危険箇所等を表示した地図（地震防災マップ）を早期に作成し、公表することにより、地域住民への避難情報の提供や地域防災に対する意識啓発に努める。

### 2 相談体制、情報提供の充実及びリフォームに併せた耐震改修の誘導

県及び市町村は、耐震診断及び耐震改修の相談窓口を設置し、建築関係団体、耐震改修支援センター及び(公財)鹿児島県住宅・建築総合センターなどの専門家と連携して、県民からの幅広い相談に対応できる体制づくりと情報提供の充実に努める。

この際、所有者等が、リフォームに併せて耐震改修に取り組むことができるよう、(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターのリフォーム支援ネット等との連携により、リフォームに関する専門的な相談、情報提供にも対応できるよう取り組む。

### 3 パンフレットの配布、セミナー・講習会の開催及び家具の転倒防止策の推進

県は、建築物の耐震化を促すため、市町村や建築関係団体等と連携して、これらの機関に相談窓口用としてパンフレットを配布するとともに、県民向けのセミナーや講習会を開催する。

また、当該セミナー・講習会の参加者に対し、家具等の転倒防止対策など地震防災に対する意識啓発に努める。

### 4 自治会等との連携に関する事項

市町村は、町内会や自主防災組織と連携することで、地震防災対策の普及啓発を図るとともに、県は、市町村に対し耐震診断及び耐震改修の地域住民への啓発のため、専門家や技術者の派遣等必要な支援を行う。

## 第4章 耐震診断及び耐震改修の促進に向けた法に基づく指導等の実施に関する事項

### 1 法に基づく指導等の実施に関する事項

- (1) 耐震診断義務付け対象建築物（要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物）に係る指導等の実施

所管行政庁（鹿児島市内の区域は鹿児島市長，鹿児島市以外の区域は知事（鹿屋市，薩摩川内市，霧島市の区域内における建築基準法施行令第148条第1項第1号に掲げる建築物にあつては当該市長））は，期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対して，個別の通知等により報告を促し，それでも報告しない場合にあつては，法第8条第1項（法附則第3条第3項により準用する場合を含む。）の規定に基づき，当該所有者に対し，相当の期限を定めて，耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに，その旨をホームページ等で公表する。

また，報告された耐震診断の結果を踏まえ，当該所有者に対して，法第12条第1項の規定に基づく指導・助言を実施するよう努めるとともに，指導に従わない場合は，同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い，正当な理由がなく，その指示に従わなかったときは，同条第3項の規定に基づきその旨をホームページ等を通じて公表する。

- (2) 特定既存耐震不適格建築物（(1)を除く。）に係る指導等の実施

#### ア 指導・助言

所管行政庁は，法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して，法第15条第1項の規定に基づき，速やかに耐震診断を実施し，耐震化を図るよう必要な指導・助言を行う。

#### イ 指示

所管行政庁は，法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物の所有者が，相当の猶予期限を超えても，正当な理由がなく，指導・助言に従わない場合は，速やかに耐震診断を実施し，耐震化を図るよう必要な指示を行う。

#### ウ 公表

所管行政庁は，指示を受けた特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）の所有者が，相当の猶予期限を超えても，正当な理由がなく，指示に従わなかった場合，建築物及びその所有者を公表する。

なお，指示対象建築物の所有者が指示を受けて直ちに指示内容を実施しない場合であっても，耐震診断や耐震改修の実施計画を策定し，計画的な診断，改修が確実に進められる見込みがある場合等については，その計画等を勘案し公表の判断をする。

公表の方法については，ホームページへの掲載等による。

- (3) 既存耐震不適格建築物（(1)及び(2)を除く。）に係る指導等の実施

所管行政庁は，既存耐震不適格建築物の所有者に対して，耐震診断を実施し，必要に応じ，耐震化を図るよう必要な指導・助言を行う。

- (4) 指導等を優先的に実施すべき建築物

法に基づく指導等については，特に，防災拠点建築物，多数の者が利用する建築物の所有者に対し，優先的に実施する。

## 2 建築基準法に基づく勧告等の実施に関する事項

指導・助言，指示等を行ったにもかかわらず，耐震診断義務付け対象建築物又は指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には，所管行政庁は，構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については，速やかに建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を，損傷，腐食その他の劣化が進み，そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがある建築物については，同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行う。

## 第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

### 1 市町村が定める耐震改修促進計画に関する事項

市町村は、法第6条第1項の規定に基づき、市町村耐震改修促進計画を策定するよう努め、また、策定済みの市町村についても、必要に応じて計画を見直すよう努める。

県は、市町村の計画策定にあたり、必要な助言等を行う。

### 2 関係団体等との連携

県は、本計画に基づき建築物の耐震診断及び耐震改修が促進されるよう、市町村やその他の関係団体等と連携し、広く県民に対して必要な広報・意識啓発等に努める。

### 3 計画の検証

本計画は、計画期間の5年目に目標の達成状況を確認、検証し、必要に応じて内容を見直すこととする。

#### 付 則

##### 施行期日

この計画は、平成19年7月9日から施行する。

この計画は、平成20年7月1日から施行する。

この計画は、平成22年11月26日から施行する。

この計画は、平成28年2月8日から施行する。

この計画は、平成29年12月15日から施行する。

## 耐震診断義務付け対象となる防災拠点建築物

### ◆災害拠点施設

(災害時に災害対策の拠点となる庁舎、消防署所、警察署及び病院)

No.	所有者	所在地	建築物名称	建築物の用途
1	垂水市	垂水市	垂水市役所	庁舎
2	垂水市	垂水市	垂水市役所庁舎別館	庁舎
3	垂水市	垂水市	垂水市消防本部庁舎	消防署
4	垂水市	垂水市	垂水市消防本部牛根分遣所	消防署
5	薩摩川内市	薩摩川内市	薩摩川内市役所樋脇支所	庁舎
6	日置市	日置市	日置市役所本庁舎	庁舎
7	日置市	日置市	日置市役所吹上支所庁舎	庁舎
8	曾於市	曾於市	曾於市役所未吉本庁	庁舎
9	曾於市	曾於市	曾於市役所大隅支所	庁舎
10	曾於市	曾於市	曾於市役所財部支所	庁舎
11	霧島市	霧島市	霧島市役所溝辺総合支所(庁舎別館)	庁舎
12	霧島市	霧島市	霧島市役所溝辺総合支所(本庁舎)	庁舎
13	南さつま市	南さつま市	南さつま市役所庁舎1号棟	庁舎
14	南さつま市	南さつま市	南さつま市役所笠沙支所	庁舎
15	南さつま市	南さつま市	南さつま市役所笠沙支所別館	庁舎
16	南さつま市	南さつま市	南さつま市役所坊津支所久志庁舎	庁舎
17	南さつま市	南さつま市	南さつま市役所大笠分遣所	消防署
18	南さつま市	南さつま市	南さつま市役所金峰分遣所	消防署
19	奄美市	奄美市	大島地区消防組合消防本部・名瀬消防署 東側庁舎	消防署
20	奄美市	奄美市	奄美市役所名瀬総合支所本館	庁舎
21	南九州市	南九州市	南九州市役所川辺分遣所	消防署
22	伊佐市	伊佐市	伊佐湧水消防組合 菱刈分遣所	消防署
23	始良市	始良市	始良市役所本館	庁舎(一般)
24	始良市	始良市	始良市役所加治木総合支所北庁舎	庁舎(一般)
25	始良市	始良市	始良市役所加治木総合支所南庁舎	庁舎(一般)
26	始良市	始良市	始良市役所蒲生総合支所本館	庁舎(一般)
27	三島村	鹿児島市	三島村役場本庁舎	庁舎
28	三島村	三島村	三島村役場竹島出張所	庁舎
29	三島村	三島村	三島村役場大里出張所	庁舎
30	三島村	三島村	三島村役場片泊出張所	庁舎
31	十島村	鹿児島市	十島村役場本庁舎	庁舎
32	十島村	鹿児島市	十島村役場旧庁舎	庁舎
33	長島町	長島町	阿久根地区消防組合東消防分遣所	消防署
34	大崎町	大崎町	大崎町役場本庁舎	庁舎
35	南大隅町	南大隅町	南大隅町役場本庁舎・中央公民館	庁舎
36	屋久島町	屋久島町	屋久島町役場宮之浦支所	庁舎
37	屋久島町	屋久島町	屋久島町役場宮之浦支所(保健センター)	庁舎
38	大和村	大和村	大和村役場	庁舎
39	龍郷町	龍郷町	龍郷町役場庁舎(旧館側)	庁舎
40	徳之島町	徳之島町	徳之島町役場本庁舎	庁舎
41	徳之島町	徳之島町	徳之島町役場支所	庁舎
42	伊仙町	伊仙町	伊仙町役場本庁舎本館	庁舎
43	和泊町	和泊町	和泊町役場本庁舎	庁舎
44	知名町	知名町	知名町役場	庁舎

## ◆避難所

(地域防災計画に定められた避難所又は避難場所で延べ面積が1,000㎡以上の建築物)

No.	所有者	所在地	建築物名称	建築物の用途
1	枕崎市	枕崎市	枕崎市民会館ホール棟	集会場
2	枕崎市	枕崎市	枕崎市老人福祉センター	社会福祉施設
3	阿久根市	阿久根市	阿久根市民会館	劇場
4	垂水市	垂水市	垂水市市民館	公民館
5	垂水市	垂水市	垂水中央運動公園体育館	体育館
6	薩摩川内市	薩摩川内市	薩摩川内市東郷総合運動場体育館	体育館
7	薩摩川内市	薩摩川内市	薩摩川内市樋脇総合運動場体育館	体育館
8	日置市	日置市	日置市吹上中央公民館	公民館
9	曾於市	曾於市	曾於市末吉総合体育館	体育館
10	曾於市	曾於市	曾於市財部中央公民館	公民館
11	南さつま市	南さつま市	南さつま市民会館	公民館
12	南さつま市	南さつま市	南さつま市笠沙自然休養村管理センター	公民館
13	南さつま市	南さつま市	南さつま市加世田運動公園体育館	体育館
14	奄美市	奄美市	奄美市名瀬公民館金久分館	公民館
15	南九州市	南九州市	南九州市頼娃農業者トレーニングセンター	体育館
16	長島町	長島町	長島町B&G体育館	体育館
17	錦江町	錦江町	錦江町中央公民館	公民館
18	南大隅町	南大隅町	南大隅町佐多山村交流施設	体育館
19	屋久島町	屋久島町	屋久島町尾之間中央公民館	集会場
20	大和村	大和村	大和村体育館	体育館
21	喜界町	喜界町	喜界町自然休養村管理センター	研修施設